

岡崎市おくやみハンドブック協働発行事業者募集要項

1 趣旨

市民等が身近な方の死亡に伴い行う必要のある市役所内外の各種手続を分かりやすくまとめた冊子「おくやみハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を発行し、市民サービスの向上及び御遺族等の負担軽減を図るため、岡崎市（以下「市」という。）と協働でハンドブックの制作・編集、印刷、納品等は無償で行う事業者（以下「発行事業者」という。）を公募し、選定するため、必要な事項を定める。

2 事業の概要

(1) 事業名

岡崎市おくやみハンドブック協働発行事業

(2) 事業内容

ハンドブックの掲載広告の募集・管理から、本体の制作・編集、印刷、製本、納品までを一括して行う。

(3) 仕様概要

別紙「岡崎市おくやみハンドブック協働発行事業仕様書」のとおり

(4) 費用負担

ハンドブックの製本・編集、印刷、製本、配送等に係る一切の費用は、掲載する広告収入等を充てることで発行事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

(5) 配付対象

死亡届を提出した者等

(6) 協定期間

協定締結日から令和14年3月31日まで

3 参加する者の資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 市の入札参加停止措置要領に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと、かつ、「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月24日合意）に基づく排除措置対象者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 国税、県税及び市税の滞納がないこと。

4 選考日程及び選考方法

(1) 選考日程

公募開始（募集要項の公表）	令和8年10月27日（火）
質問受付期限	令和8年11月6日（金）
質問に対する回答	令和8年11月13日（金）
参加申込書の受付期限	令和8年11月16日（月）
企画提案書提出期限	令和8年11月26日（木）
選考・最優秀提案者決定	令和8年11月30日（月）
選考結果通知・公表	令和8年12月上旬
協定書の締結	令和8年12月中旬（予定）

(2) 選考方法

選考委員が提案書の内容を確認し、評価基準に基づき選考する。提案者からの説明の機会は設けないが提案書の内容に疑義がある場合、事務局から提案者に内容の確認をすることがある。

5 参加の申込

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加申込書（様式1）を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年11月16日（月）午後4時必着

(2) 提出方法及び提出先

電子メールで岡崎市財務部行政経営課（gyosei@city.okazaki.lg.jp）宛に送信すること。

6 企画提案書の提出等

(1) 提案者は企画提案書を次表のとおり提出するものとする。

項目	内容
様式	A4横版、両面印刷 ※社名ロゴ等の提案者を識別できる情報は使用禁止
記載事項	別紙「評価基準表」を参考に、次の項目を記載すること。 1 基本事項 事業の目的を踏まえ、趣旨をよく理解しているか。

	2 実務体制 円滑に作成、納品する体制が整っているか。 責任者や作業者の体制、拠点、連絡先が明確になっているか。 当該業務に携わるスタッフは、十分な専門性や経験を有しているか。 3 スケジュール スケジュールは無理なく、実現可能な内容となっているか。 本市との役割分担が明確に記載されており、その内容は適切であるか。 4 無償提供実績 類似事業の経験が豊富であり、十分なノウハウが備わっているか。 5 紙面デザイン 市民にとって分かりやすく、利用しやすいレイアウトとなっているか。 遺族の心情に寄添ったデザインであるか。 6 ページ構成 活用したい情報を見つけやすい構成であるか。 手続等に必要な持ち物や担当窓口などが把握しやすく、読みやすい配置となっているか。 行政情報と広告の区分が分かりやすくなっているか。 7 広告募集 広告の募集方法は明確であるか。 広告主の信用調査、岡崎市広告掲載要綱及び岡崎市広告掲載基準を遵守していることの確認方法は確立されているか。 8 問合せ体制 広告主や市民からの広告についての問合せ、苦情に対し、速やかに対応できる体制が十分に整っているか。 9 その他提案 本市にとって有効な独自の提案があるか。
提出期限	令和8年11月26日（木）午後4時必着
提出方法	持参又は郵送により、紙媒体4部及び電子データ（CD-R1枚）を提出。なお、郵送により提出する場合は発送した旨を岡崎市財務部行政経営課へ電話連絡すること。

提出先	〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目 9 番地 岡崎市財務部行政経営課（岡崎市役所東庁舎 5 階） 電話番号 0564-23-6502
企画提案書等に関する問合せ	問合せは、令和 8 年 11 月 6 日（金）午後 4 時までに電子メール（gyosei@city.okazaki.lg.jp）で、質問書（様式 2）により、行うこと。電話等による口頭での問合せには対応しない。 質問及び回答内容は、令和 8 年 11 月 13 日（金）までに市ホームページで質問者匿名にて公表する。また、全ての問合せ者に電子メールで回答する。

- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。
- (4) 提案は 1 案とする。
- (5) 提出された企画提案書は、本事業の選定以外の目的では使用しない。
- (6) 提出後の資料の追加及び修正は認めない。

7 最優秀提案者の選定

(1) 選定方法

別紙「評価基準表」に基づいた審査の結果、各選考委員の評価点の合計（以下「提案者評価点」という。）が最も高い者を最優秀提案者とする。ただし、提案者評価点が、満点の 6 割に満たない者は、最優秀提案者として選定しない。提案者が 1 者の場合でも同様とする。

提案者評価点が同点の場合は、評価項目「紙面デザイン」、「ページ構成」、「実施体制」の順で、点数が高かった者を最優秀提案者として選定する。

(2) 選定結果通知

選定結果は、令和 8 年 12 月上旬に提案者全員に対して電子メールで通知する。また、市ホームページで最優秀提案者名を公表する。

なお、審査内容については問合せに応じない。

8 最優秀提案者提出書類

最優秀提案者は、次の書類を市へ提出すること。

(1) 提出書類

ア 法人の場合は、法人の登記事項証明書 個人の場合は、身分証明書の写し
※登記事項証明書は、3 か月以内に発行されたものに限る。

イ 直近の国税、都道府県税及び市町村税の未納がないことの証明書の写し

ウ 暴力団排除に係る調査承諾書

調査対象者の欄には、「暴力団排除に関する合意書」の「1 定義」の「(3) 役員等」記載の役員等について回答してください。

※提出した書類は返却しない。

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出期限

選考結果の通知日の翌日から起算して 5 日目の午後 4 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

9 協定の締結

- (1) 最優秀提案者と市との間で協定条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を発行事業者として協定の相手方とし、協定を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

- (2) 最優秀提案者が次のいずれかに該当する場合は、本要項 7 の選定において次に得点が高い者を最優秀提案者とし、協議するものとする。

ア 本要項 3 の条件を満たしていないと判断された場合

イ 市が指定した期日までに本要項 8 の提出書類の提出がない場合

ウ 第 1 号の協定締結が不調に終わった場合

10 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 参加申込書、企画提案書の提出の後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、事務局まで申し出ること。
- (3) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (4) 事務局（問合せ・提出先）

岡崎市財務部行政経営課

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

TEL：0564-23-6502

メール：gyosei@city.okazaki.lg.jp